

(公社) 日本建築家協会 (JIA)

脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策
建築基準制度のあり方に関するJIA意見 (概要版)

安田 幸一 (社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 専門委員)

所 千夏 (社会資本整備審議会 建築分科会 建築基準制度部会 専門委員)

- (公社) 日本建築家協会は会員総数**5084**名 (2021年6月現在) の組織。
- 当会は建築の設計監理を行う建築家の団体として、**1987**年に結成されました。会員が所属する設計事務所は**2800**余りを数え、個人事務所から大手組織設計事務所まで、様々な規模と種類の建築設計監理を担っています。
- 本資料は、**10/4**開催の合同会議資料「資料4 答申に向けた主な審議事項と議論の方向性」に記された**7**つの論点に沿い、また、それに加える意見として、**10/29**会議に向けて「JIA意見書 (概要版)」としてまとめました。

日本建築家協会の意見の根幹

日本建築家協会（JIA）は2050年カーボンニュートラルを実現するためのわが国の方針に賛同し、関連団体とも連携して建築環境の分野における建築家の積極的な取組みを促進します。

その目的のため、様々な定量的基準を確実に満たすと共に、地域の景観・気候風土などを尊重しながら日本の建築環境を総合的に形成することに努めます。

合わせて、カーボンニュートラル実現に向けたわが国の行政施策の骨子に沿いながら、そこからもれ落ちる可能性のあるいくつかの重要な事項について課題の提起と解決策提示に努めます。

2021年10月 公益社団法人 日本建築家協会会長 六鹿正治

JIA意見のキーポイント

- I 脱炭素化を推進する義務水準の的確な設定と、毎年の進捗状況の公開・確認・的確な再検討を求めます。
- II 建築外皮性能に着目する省エネ基準とは別に、並行して全国各地域で培われてきた建築の技術、気候風土に即した暮らし方、地域性、景観の保全を目的とした LCA等の評価法の法律への新規導入を求めます。
- III 「公共建築の再生可能エネルギー100%化（RE100とする施策等）」、先導事例では「地産地消REの地域内エネルギー融通システム」等の推進を強化する インセンティブ施策を求めます。
- IV 脱炭素化に資する的確な設計を行う建築士業務の報酬基準においては必要とされる新規項目について項目を明示して、設計者への適正な報酬を誘導することを求めます。

論点1

【論点① 新築住宅・建築物における省エネ基準への適合の確保】 No.1

1-1. 新築住宅・建築物の更なる省エネ対策の徹底と対策の強化が急務である。

1-2. 豊かな気候風土と成熟した社会形成のために、地域性・創造性・多様性を尊重する『建築や住宅のつくり方を選べる』制度を求める。

- ・外皮性能や一次エネルギー消費量による評価以外に、「LCAやCO2排出量による評価の導入」について積極的に検討願いたい。
- ・エネルギー消費を抑え、温室効果ガス削減目標に応じた評価を新たに法律に盛り込むことを提案する。

論点1

【論点① 新築住宅・建築物における省エネ基準への適合の確保】 No.2

1-3. 省エネ基準への適合義務範囲の拡大について、情報共有・啓発を行うと共に、申請業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）化と専門化を推進し負担軽減に努めることを求める。

- ・ 建築主への説明義務制度を活用し、様々なグレードを選択できるようにする。
- ・ 2025年までの取組状況は今後の基盤となるため、毎年温室効果ガス削減と施策の進捗状況を確認し、関係省庁・学識経験者・建築実務者(設計・施工)・環境活動家等のメンバーで構成する委員会等を設置し体制強化を図ることを提案する。

論点2

【論点② 省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保】

2-1. 住宅の省エネ上位等級を新設し、省エネ性能の表示義務化、誘導基準を多段階に設定することを求める。

- ・省エネ上位等級には、誘導基準とトップランナー基準を設ける。
- ・基準は、今後の省エネ性能の達成状況等を勘案して、適切に毎年再設定する。

2-2. より高い省エネ性能の市場整備の進め方については、先進的な地域の取組を国が支援し、他の地域へ展開していけるよう支援することを求める。

- ・具体的な措置として、年間を通じて利用できる支援制度に見直し利用拡大を図る。
- ・省エネコンサルタントなどの育成や教育費用の補助、省エネサポート窓口の開設等。
- ・研究機関、マスコミなどを通じ省エネ建築の必要性を広く社会に周知する。
- ・公共建築物が市場の先導となるよう、早くより高い取組みを推進する。

3-1. 既存ストックに対する法律・条例などの基準は、新築と分け、代替措置も幅広く認めることを求める。

例：「（仮称）建築ストック基準法」「（仮称）建築物ストック省エネ法」

- ・建築物省エネ法のみならず、建築基準法でも、新築を主な対象として法整備がなされている。既存ストックは、建設当初の基準を守って建設されていれば、改正後の法文そのものに縛られて改修する方法だけが正解ではなく、改正時の思想に基づく代替措置をも幅広く認めることによって、改修を促進させる。

3-2. 外皮性能や一次エネルギー消費量による評価だけではなく、太陽光発電以外の創エネも含め、代替措置による省エネ対策を評価できるようにする。

- ・既存ストックの省エネ対策評価に、外皮性能や一次エネルギー消費量による評価が導入される場合、それ以外の「LCAやCO2排出量による評価の導入」など幅広い手法について積極的に評価基準への導入を検討願いたい。
- ・「暮らし方の消費エネルギーの実測値による評価」「太陽光発電以外のバイオマスを含む再生可能エネルギーの採用」など多様な脱炭素手法を認めることで、改修を促進。
- ・太陽光発電パネルについては、既存ストックへの設置による構造や漏水等への配慮に加え、周辺への反射光対策・景観的な配慮への対応も含めた指針作りが必要。

3-3. 改修によるメリットを広く周知し、活用しやすい改修への補助制度やインセンティブ施策等を迅速に整備する。

- ・改修による快適性やランニングコスト上のメリット等を広く周知徹底させ、温暖化防止への影響に関する理解をさらに広く促す。
- ・活用しやすい改修に対する補助制度、固定資産税等の税制上の優遇措置等のインセンティブ施策を、手続きの簡素化を含め、再整備する。
- ・国交省の「部分断熱等改修実証事業」の進展に期待し、早期に適用できるよう、コンサルタント育成や補助制度創設など各種インセンティブ施策を迅速に求める。

3-4. 省エネ改修により形態規制に抵触する場合は、周囲への影響を重視し、影響が少ない場合はただし書きの適用、影響が大きい場合は緩和の判断基準が必要。

- ・日影規制の許可をはじめ、絶対高さ、斜線制限、高度地区、建ぺい率、容積率等の形態規制は、法律のみならず地方条例など、規制方法が多様なため、緩和の判断も容易ではない。何をもって周囲に影響があるとみなすか、総合的に検討が必要である。
- ・例えば、建ぺい率については、壁面線指定など現実的ではない場合もあるので、法的対応が必要と考える。

4-1. 「太陽光発電」を住宅の屋根に限定せず、「地産地消エネルギー」として地域単位で活用できるしくみを迅速に作ることが急務。「地域内電力融通システム」の事例が飛躍的に増えるよう、インセンティブ施策の強化を求める。

- ・一例として、新築、既築の学校への大規模な太陽光発電設置により、地域で自給率100%超えの電力計画を多数実現し、病院、役所等の基幹施設に、日常および災害時に余剰電力を融通するしくみの具体化などがある。
- ・地域脱炭素ロードマップに示されるような、地域の多数の関係者の協力による、マイクログリッドも視野に入れた地域主体の新システムの開発。
- ・「地域の脱炭素化の推進」と「災害に強いまちづくり」を「地産地消のエネルギー」で効率的に促進。

4-2. 太陽光発電以外の再生可能エネルギーについても、新規の評価法を検討し、木質バイオマス等も新たにカウントされるよう早期実現を求める。

例：「地域材利用」「木質バイオマス利用」

- ・「地域材利用」や「木質バイオマス利用」がゼロカーボン化に貢献していないと国が評価すると、地域の山の木への関心が薄れ、日本の山の維持においても、国土保全の観点においても大きな損失となる。
- ・既存住宅のゼロカーボン化にも木質バイオマス利用は貢献可能である。既存住宅は、断熱性能を新築並みに上げることが難しいが、木質バイオマス暖房を再生可能エネルギーにカウントすることにより、新築並みに断熱性能を上げなくても計算が成り立つ。
- ・国（建築研究所等）のWEBプログラムに対して運用の検討を求める。例として、一次エネルギー消費量計算の後で、二次補正計算を行って（県毎に数値は変わってくる可能性あり）「地域材利用」「木質バイオマス利用」が再生可能エネルギーにカウントされるような新しい評価手法の導入を希望する。
- ・近隣の山の木で造る家づくりは、地域の設計者・工務店・職人が創る地場産業であり地域経済の活性化に大きく寄与する。

論点5

【論点⑤ 小規模木造建築物等の構造安全性を確認するための措置】

5-1. 省エネ性、断熱性確保向上による木造建築物への構造的負担を軽減するため、建築形態や周辺環境による長期的な環境に対する負担軽減等による加算処置が重要。

- ・軒の出による通年的温熱環境の改善、植栽や舗装等による建築の外皮周辺の環境改善等を、省エネ性能の加対象とする。
- ・伝統工法に限らず、LCCの小さな「製材」を駆使した建築を推進する。
これは治山治水への寄与も多大である。
- ・これらを合わせて、地域の建築文化と建築生産力の維持・継承と省エネを結びつける。

5-2. 小規模木造建築物等に必要な構造安全性の担保には、高度な手法の浸透と共に誰にでも扱える平易化が必須。

- ・構造設計者、意匠設計者にも限界耐力計算等の習熟を奨励して、限界耐力計算による建築に補助金を用意するなどのキャンペーンを張る。
- ・限界耐力計算の仕様規定を充実させて平易化を図る。
- ・国交省告示98号の業務報酬基準に、高度な木造建築構造計算の項目を明示して、設計者への適正な報酬を誘導する。

6-1. 中大規模建築物の木造化普及にあたり、複雑な計算等の簡略化と木造用の耐火性能の見直しを求める。

- ・ 設計で必要となる複雑な計算・検討を簡易化し、設計者の裁量の余地を含む規制緩和
- ・ 大断面集成材や大量の無垢材が安く安定供給できる供給体制の構築
- ・ 木造建築の火災安全性に対する、社会的信頼性の向上
- ・ 建築の木造化がCO₂削減に寄与することの具体的な提示
- ・ 事例の紹介、法規の解説等、中大規模木造設計のハードルを下げる資料の公開

6-2. 中大規模木造がなかなか普及しない最大の要因はコストであるため、様々な観点からコスト削減につながるような社会状況の創出を求める。

- ・ 建物の不燃化を容易にし、コスト削減につながるような法規の緩和
- ・ 木材調達を含め長期に使える、使いやすい補助金の充実
- ・ 特許工法、条件の厳しい認定工法の一般化
- ・ 低価格で木材の耐火性能・耐久性能を向上させる、新たな手法の開発

論点7

【論点⑦ 既存ストックの長寿命化に向けた省エネ改修の円滑化等のための措置】

7-1. 既存建築物の長期活用を推進するためには技術的な法整備に止まらず、建替えに対する制限や改修を勧めるインセンティブを設けるなど強い誘導を求める。

- ・ 公共建築物、大型建築物の長寿命化による景観保全
- ・ 建設廃棄物削減による環境保護
- ・ 省エネルギー改修推進による改修設計施工技術開発

7-2. 中小規模建築物の改修による長期活用を誘導するための法規制の緩和。例えば、法86条の7の1/20以下、50㎡以下の増築面積制限に対し、耐震診断により工学的に安全性が確認できれば減築面積を加味する緩和。

- ・ 社会の多様化で地域でより大切になる中小施設を活用する用途変更推進
(例：保育園の一部をデイホーム等の老健施設への用途変更)